

改正

令和 3 年 8 月 31 日規則第36号

令和 6 年 1 月 19 日規則第 4 号

山武市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山武市企業立地促進条例（令和 2 年山武市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 公害 環境基本法（平成 5 年法律第91号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(指定企業の要件等)

第 3 条 条例第 4 条の規則で定める指定企業の業種及び投下固定資産の取得に要する費用の基準額その他の要件は、別表に掲げるものとする。

2 指定企業は、次に掲げる要件を満たす企業とする。

- (1) 前項の要件を満たしていること。
- (2) 公害を発生させるおそれがないこと。
- (3) 市税その他市に納付すべき使用料等を完納していること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等が運営に関与していると認められる事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行うことを主たる目的とする事業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

4 第 1 項に規定する業種の分類は、日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第256号）によるもの

とする。

(指定の申請)

第4条 条例第4条に規定する指定企業の指定を受けようとする企業は、新設又は増設に係る事業所の操業を開始する予定日の30日前までに、指定企業指定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 法人の定款又はこれに類するもの
- (3) 事業の概要を説明する書類
- (4) 対象事業所の位置図及び配置図
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条又は第6条の2に規定する対象事業所の建築確認済証の写し
- (6) 対象事業所の投下固定資産に係る契約書の写し又はその他取得額を証する書類
- (7) 従業員の雇用計画を記載した書類
- (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿の写し
- (9) 納税証明書その他市税等の滞納がないことを証明する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定の可否を決定したときは、指定企業指定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(変更事項の届出)

第6条 指定企業は、第4条に規定する指定の申請事項に変更が生じたときは、速やかに指定企業申請事項変更届出書（別記第3号様式）に、変更を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第7条 指定企業は、新設し、又は増設した事業所が操業を開始した日から30日以内に、操業開始届出書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第7条又は第7条の2に規定する対象事業所の検査済証の写し
- (2) 対象事業所の土地及び建物に関する登記事項を証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付申請)

第8条 条例第5条に規定する企業立地奨励金の交付を受けようとする指定企業は、企業立地奨励金交付申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該申請に係る固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に市長に提出しなければならない。

(1) 投下固定資産に係る固定資産税の納税通知書（課税明細書を含む。）の写し

(2) 投下固定資産に償却資産が含まれる場合にあっては、償却資産申告書（種類別明細書を含む。）の写し

(3) 納税証明書その他申請時において市税等の滞納がないことを証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第6条に規定する雇用促進奨励金の交付を受けようとする指定企業は、事業所の操業開始の日から起算して1年を経過した日から30日以内に、雇用促進奨励金交付申請書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請時における新規常用雇用者の住民票の写し

(2) 交付申請時における新規常用雇用者との雇用契約書の写し

(3) 交付申請時における新規常用雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

(4) 交付申請時における新規常用雇用者に関する労働基準法第107条第1項の労働者名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第7条に規定する埋蔵文化財発掘調査奨励金の交付を受けようとする指定企業は、埋蔵文化財発掘調査奨励金交付申請書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、第1項に規定する企業立地奨励金交付申請書と併せて市長に提出しなければならない。

(1) 事業所を新設し、又は増設した事業用地に係る埋蔵文化財発掘調査に要した経費を証する書類及び当該経費の支払を証する書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、企業立地奨励金交付決定通知書（別記第8号様式）、雇用促進奨励金交付決定通知書（別記第9号様式）又は埋蔵文化財発掘調査奨励金交付決定通知書（別記第10号様式）により、当該指定企業に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第10条 前条の規定による奨励金の交付決定通知を受けた指定企業は、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に企業立地奨励金交付請求書（別記第11号様式）、雇用促進奨励金交付請求書（別記第12号様式）又は埋蔵文化財発掘調査奨励金交付請求書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(操業の廃止等の届出)

第11条 指定企業は、事業所の操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から10日以内に操業（廃止・休止）届出書（別記第14号様式）により市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、条例第8条第1項の規定により指定企業の指定を取り消し、又は奨励措置を停止するときは、指定企業指定取消通知書（別記第15号様式）又は奨励措置停止通知書（別記第16号様式）により、当該指定企業に通知するものとする。

(奨励金の返還命令)

第13条 市長は、条例第8条第2項の規定により指定企業に奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令書（別記第17号様式）により行うものとする。

(地位承継の申請)

第14条 条例第9条の規定により指定企業の地位を承継しようとする企業は、指定企業地位承継承認申請書（別記第18号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地位承継の事実を証する書類
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 法人の定款又はこれに類するもの
- (4) 事業の概要を説明する書類
- (5) 従業員の雇用計画を記載した書類
- (6) 労働基準法第107条第1項に規定する労働者名簿の写し
- (7) 納税証明書その他市税等の滞納がないことを証明する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、地位の承継の可否を決定するとともに、指定企業地位承継承認（不承認）通知書（別記第19号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月19日規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象業種	投下固定資産の取得に要する費用の基準額その他の要件
農業、林業（大分類A）の農業（中分類01）のうち植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産が可能な栽培施設）に限る。	(1) 投下固定資産の取得価格の総額が、5,000万円以上（中小企業者である場合は、3,000万円以上）であること。 (2) 常用雇用者の人数が、5人以上（中小企業者である場合は、3人以上）であること。
製造業（大分類E）	(1) 投下固定資産の取得価格の総額が、1億円以上（中小企業者である場合は、5,000万円以上）であること。 (2) 常用雇用者の人数が、10人以上（中小企業者である場合は、5人以上）であること。
情報通信業（大分類G）	
運輸業、郵便業（大分類H）のうち郵便業（中分類49、信書便事業を含む。）を除く。	
卸売業、小売業（大分類I）	
学術研究、専門・技術サービス業（大分類L）のうち学術・開発研究機関（中分類71）	
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）の宿泊業（中分類75）のうち旅館・ホテル（小分類751）	
サービス業（大分類R）のうち自動車整備業（中分類89）、機械等修理業（中分類90）及び職業紹介・労働者派遣業（中分類91）	